

嚴重注意に対する報告書の提出について

弊社は、2025年6月20日に国土交通省大阪航空局より受けました「整備作業に対する整備記録未作成等についての嚴重注意」に対し、本日、報告書を国土交通省大阪航空局へ提出致しました。

講ずる措置の主な項目については以下の通りです。

1、会社の安全管理体制（業務実施体制）について

- ・経営によるメッセージ発信ならびに話し込みの実施
- ・内部監査の実施体制の強化

2、整備部門の整備業務実施体制について

- ・運航便に対する整備実施体制強化（過度な定時性確保の意識、時間的プレッシャーの排除）

3、規程に基づいた行動の強化

- ・品質保証に係る訓練の実施
- ・確認主任者訓練および初級整備士訓練の強化

4、仕組みの構築

- ・日常の運用確認（即時措置の強化）
- ・職制等による現場パトロールの強化
- ・安全管理システムの再構築

5、機体の健全性確認

- ・修理持越し処置を行っている交換部品の発注及び入手状況、部品の交換計画の定期的報告

（詳細は[こちら](#)）

弊社は今回の嚴重注意を真摯に受け止め、今後決して同様の事態を発生させることがないよう、全社員が一丸となり、取り組んで参ります。

お客さまをはじめとする関係の皆様にも、多大なるご心配をおかけするところとなり、心より深くお詫び申し上げます。

2025年7月11日
琉球エアークommunicuter株式会社
代表取締役社長
山田 賢哉